福長介第４３３０号

令和７年３月５日

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　管理者　様

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課長

（公　印　省　略）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託については令和５年６月２０日付け福長介第１４７５号の別紙にて取扱い及び留意点を通知したところですが、その一部を下記のとおり修正しました。今後の手続きについては本通知の別紙のとおり取り扱いますので、通知します。

記

１　別紙の２（３）について、エ、オ及びカを追記しました。

【担当】さいたま市　福祉局　長寿応援部

介護保険課　事業者係　指定担当

電話　０４８－８２９－１２６５

Fax　０４８－８２９－１９８１

E-mail　kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

別紙

さいたま市における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が一部業務委託をすることのできる範囲及び取扱いについて

１　一部業務委託を行うことについて適切と認める範囲

（１）定期巡回サービスの提供に係る業務の一部

（２）随時訪問サービスの提供に係る業務の一部

（３）サービス利用者の生活アセスメントに係る業務の一部

（４）定期巡回サービス及び随時訪問サービスの付随業務の一部

２　一部業務委託を行う場合の取扱い

　（１）「さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」を遵守すること

　（２）受託者が次の要件を満たしていることを確認すること

　　　ア　利用者に事業提供できる体制を構築していること

イ　密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であること

　　　ウ　利用者の処遇に支障がないこと

　（３）一部業務委託を行う場合は、次の手続きを行うこと

　　　ア　受託者と書面で契約すること

　　　イ　利用者に対して受託事業者との契約内容についての説明を十分に行うこと

ウ　委託者及び受託者が連携してサービス提供をすることについて同意を得ること

　　　エ　運営規程に一部業務委託を行うことを記載し、運営規程の変更の届出に一部業務委託届出書及び受託事業者との契約書の写しを添付し、市へ提出すること

　　　オ　委託内容に変更（委託先の増減を含む）があった場合は、一部業務委託届出書及び受託事業者との契約書の写しを提出し、委託内容の変更に伴い、運営規程に変更が生じる場合は運営規程の変更の届出も行うこと

　　　カ　一部業務委託を終了する場合は、運営規程の変更の届出に一部業務委託届出書を添付し、一部業務委託終了の届出を行うこと

３　一部業務委託を行う場合の留意点

　（１）受託者が事業を実施するにあたり適切に業務を実施できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な知識等を伝達すること

　（２）常に受託者と連携を図り、サービス提供の状況等を把握した上で適切に管理を行うこと

　（３）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができないこと

　（４）同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス及び随時訪問サービスの全てを委託することはできないこと

４　取扱適用開始日

　　令和７年３月５日